

令和3年第3回大台町議会定例会

提出追加議案概要

(9月21日提出分)



令和3年9月

議案第71号 和解及び損害賠償の額の決定について

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるもの。

【内容】

令和3年8月27日午後4時10分頃、菅合地内の町道弥起井川合線において、相手方運転の軽自動車が行進中に、樹木の枝が車両に接触し、フロントガラスが破損した物損事故で、町道敷の樹木が道路上に張り出しており、何らかの原因により、走行車両に接触したものであるが、落下した枝が接触したものか、あるいは、既に折れて垂れ下がっていた枝に接触したものか、原因が特定出来ないことから、相手方との交渉の結果、町の過失割合を5割として合意に至りましたので、損害賠償の額43,571円を相手方に支払いすることで和解したい。

議案第72号 和解及び損害賠償の額の決定について

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるもの。

【内容】

令和3年8月31日午後8時頃、神瀬地内の町道神瀬空出線において、相手方車両が、町道と隣接する土地へ進入した際に、道路排水柵の鉄板蓋が跳ね上がり、リアアンダーカバー等を破損したもので、道路施設の鉄板蓋の取り付けが固定されておらず、不安定な状態になっていたことが原因であるため、相手方との交渉の結果、町の過失割合を10割として合意に至りましたので、損害賠償の額286,858円を相手方に支払いすることで和解したい。